

岐阜地方最低賃金審議会 第4回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和8年8月5日（水）9：30～

岐阜合同庁舎5階第1共用会議室

中家 賃金室長	定刻になりました。 連日の御審議ありがとうございます。令和8年度第4回岐阜県最低賃金専門部会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。 本日も、全員が御出席されておりますので最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本会は公開審議としており、5名の方が傍聴されています。 それでは竹内部会長よろしく願いいたします。
竹内部会長	ただいまから、令和8年度第4回岐阜県最低賃金専門部会を開催いたします。 それでは議事に入ります。 議題1「岐阜県最低賃金の改正決定」についてです。 最初に全国の結審状況について、事務局から説明をお願いします。
森本 室長補佐	昨日8月4日までに全国で結審した都道府県は、3つです。 兵庫県（Bランク）、全会一致で結審、最低賃金審議会令第6条第5項適用。引上げ額は目安どおりで56円。改定後の地賃1,172円、発効日は10月1日 神奈川県（Aランク）、全会一致で結審。引上げ額は目安どおりで54円。改定後の地賃1,279円、発効日は10月1日。 北海道（Bランク）、全会一致で結審、最低賃金審議会令第6条第5項適用。引上げ額は目安どおりで56円。改定後の地賃1,131円、発効日は10月1日。

	以上です。
竹内部会長	ありがとうございました。 昨日の第3回専門部会においては、労働者側からは、連合の有期・短時間労働者の賃金改定結果から 6.18%の 65 円。これに対し使用者側からは、経営者協会の賃金交渉結果である 4.21%の 45 円の提示から始まりました。その後、それぞれお話をお聞き、労働者側からは、物価上昇。これについては様々な指標がございますけれども、生鮮品を除く食料の上昇率の平均 5.4%が一番大きく出ている数字であるとして、5.4%を 1,065 円から引上げ 58 円というお話があり、使用者側からは、連合の賃金交渉結果の 5 %を示して 53 円の提示がありその後、目安の 56 円までは議論できるとの話もいただきました。 また、それぞれの主張をお伺いして、その上で公益委員の中でも審議をいたしました 最終的には、双方の御主張が、労働者側は目安プラス 2 円の 58 円、使用者側は目安額どおりの 56 円と、双方の主張の隔たりが埋まらなかったことから、 公益委員としましては、次のとおり提案させていただきました。 まず、考え方としまして、一つの土台としては、賃金上昇、春闘の結果、連合結果の 5 %を一つとして受け止める。物価上昇については、最低賃金を考える上では非常に重要な要素と考えますが、物価上昇についてはたくさんの指標が示され、それぞれ数値も違います。例えば岐阜県の場合、住宅は比較的価格が低い、ガソリン価格はある程度影響が考えられるということで、物価上昇分というのは一つの指標だけを根拠にするのは少し弱いというふうに考えました。 その上で、出てきている多くの数字の中から、生鮮品を除く食料の上昇率の平均が比較的高い 5.4%という数

	字を参考になると考えました。 中央の目安答申文では法定３要素をバランスよく見てくださいということなので、春闘相場５％、物価上昇５.４％などを考慮することにしました。一方で、物価上昇では岐阜県は５.４％の数字がでていますが全国の数字でも同じ５.４という数字が出ております。 中央の目安が様々な要素を勘案して今回、Ａランクの５４円、Ｂ、Ｃランクが５６円となっているわけで、目安を超えてプラスしなければならない理由が物価基準だけでは、岐阜の物価も全国の物価も同じ５.４となると、目安よりも上げる理由が弱いのではないかとということもあり、目安どおりということにしていだきたいという結果を公益委員としてお伝えさせていただきました。 なお、他県との格差については、中央の目安では、Ａランクに対し、Ｂ、Ｃランクに２円差を付け、全国の均衡統一感を図るということを目安で示していることを受け止める、という形にしたいということで、その目安の差を尊重したいと考えました。 以上の理由によりまして、公益委員の見解としましては、目安額同額の５６円引上げの１,１２１円とする提案をさせていただき、労使双方に持ち帰って、再度御検討いただくようお願いしたところです。 それでは、公益委員案を御検討いただいた結果を公労・公使で個別にお伺いしたいと思います。 まずは、公労の二者協議から始めたいと思います。 事務局から連絡事項をお願いします。
中家 賃金室長	それでは、ただいまから二者協議に入ります。 公労使各委員の皆様はそれぞれの控室で待機をお願いします。 傍聴人の皆様に御案内申し上げます。公労使三者の審議が再開されるまでの間は傍聴席でお待ちいただきますようお願いいたします。

【公労、公使の二者協議を実施】	
竹内部会長	それでは、公労使三者の審議を再開いたします。 公益委員としては、個別に協議を行った結果を踏まえ、「岐阜県最低賃金については時間額 1,065 円を 56 円引上げ、時間額 1,121 円とする。」公益見解を提案させていただきます。 それでは、採決を行います。 公益委員案に賛成の方は挙手をお願いします。
各側委員	(賛成：5 名挙手)
竹内部会長	公益委員案に反対の方は挙手をお願いします。
各側委員	(反対：3 名挙手)
竹内部会長	裁決の結果、部会長である私を除き、 賛成 5 名、反対 3 名 賛成多数により、公益委員案を当専門部会の結論として本審に報告することとします。 事務局で報告書案を配布してください。
【報告書案を配布】	
竹内部会長	事務局で報告書案を朗読して下さい。
加賀 賃金指導官	(報告書案を朗読)
竹内部会長	今読み上げていただいた報告書案のとおりでよろしいでしょうか。
各側委員	(異議なし)
澤村委員	審議会の中でもお願いさせていただきました「建議」につきまして、昨年同様、中小企業・小規模事業者の賃

	上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望を審議会として発信、提言させていただきましたので、当審議会においても「建議」を行うことで、改めて提案いたします。
竹内部会長	それでは、この報告書案を本審に報告することといたします。 なお、ただいま使用者側委員から最低賃金の引き上げに向けた支援策等の要望がありましたので、昨年度と同様に最低賃金法第 21 条に基づき審議会から岐阜労働局長に対し、「建議」を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。 労働者側委員の皆様、御意見はありますでしょうか。
栗本委員	特にございません。
竹内部会長	使用者側委員の皆様、よろしいでしょうか。
澤村委員	特にございません。
竹内部会長	それでは、御賛成をいただきましたので、報告書案と併せて本審に報告することといたします。 次に議題 2「その他」ですが、事務局から何かありますか。
中家 賃金室長	予定している議題はありません。
竹内部会長	それでは、これをもちまして閉会とします。 お疲れ様でした。ありがとうございました。